

第 4 0 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、これを取り消し、別表に掲げる本件行政文書①について「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当ではないので公開すべきであるが、その他の行政文書については、改めて、公開又は非公開を決定すべきである。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成31年 1月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成30年度特定施設指定管理者募集において応募者（5者）より提出された指定管理者事業計画書（様式 5）

2 同月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表に掲げる本件行政文書①から⑤まで（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定したが、当該各行政文書には第三者に関する情報が含まれていたことから、当該各第三者にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月13日、当該第三者⑤が、同月15日、当該第三者①及び④が、また、同月17日、当該第三者②及び③が、実施機関に対して、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同年 2月15日、実施機関は、本件各行政文書について、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 同年 4月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

なお、本件各行政文書のうち一部については、同年 2月19日、当該行政文書に記載された第三者から本件処分を不服として、審査庁に対して審査請求及び執行停止の申立てを行っている。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の

一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 本件各行政文書について、個人の顔写真、氏名及び職員の経歴等に係る情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。
- (2) 本件各行政文書のうち選定団体に係るものについて、事業者の労務及び他の法人との取引に関する情報は、公にすることにより、事業者に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
- (3) 本件各行政文書のうち非選定団体に係るものについて、事業者のノウハウに関する情報、経理、労務及び他の法人との取引に関する情報は、公にすることにより、事業者に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 指定管理者募集における応募事業者の事業計画書等のうち、秘匿すべき法人情報が認められることについて

ア 条例に基づく非公開情報について

条例第 7 条により、実施機関は、請求された行政文書を情報公開請求者に対し公開しなければならないものとされているが、同条第 1 項各号に規定する非公開情報が記録されている場合、当該情報を除いて（非公開にして）公開するものとされている。

イ 名古屋市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申について
指定管理者選定に係る申請書類等の行政文書公開請求に対する公開・非公開決定については、審査会の答申が出ており、すでに考え方は確立されている。

これらの答申によると、選定団体の申請書類等の情報は、公開により団体が受ける損害が具体的に認められる場合を除き、条例第 7 条第 1 項第 2 号に定める法人情報に該当しないとされている。

また、非選定団体の申請書類等の情報は、既に公知となっている情報を除き、原則として条例第 7 条第 1 項第 2 号に定める法人情報に該当するとされている。

これは、申請書類等の情報の公開が法人にとっての不利益性があるこ

とを考慮したうえでも、選定団体の申請書類等の情報にあつては、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対して説明責任を負うことなどから、情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる一方、非選定団体の申請書類等の情報にあつては、これらの選定団体に求められる高い公益性までは認められないことが理由であると思料される。（また、選定団体の事業は、実際に利用者・市民に対して実施されるので、公知性が生じることも理由であろうと思料する。）

(2) 本件処分が審査会の答申に準拠したものであることについて

上記 2(1) イのとおり、審査会の答申では、選定団体と非選定団体について、非公開とすべき法人情報を区別している。

市民に対して実施されることで公知性を生じる情報はさておき、法人にとって公開することが不利益を与えうる情報について、選定団体に限って公開することに対する疑義や不公平感（主に選定団体からの）については、実施機関としても十分に承知しているところであるが、本件処分については、審査会の答申に準拠した決定を行っている。

(3) 本件処分で非公開とした部分について

本件処分において非公開とした情報は、上記 1に述べるとおり、条例第 7条第 1項第 1号及び 2号に該当するため、非公開とすべき情報である。

(4) 審査請求人の主張する「必要最小限の秘密事項」の趣旨が不明確であることについて

審査請求人は、基本的に市の代行者として、業務を考えた場合、団体の必要最小限の秘密事項を除いて公開されるべきと主張しており、実施機関としても、当該主張について立場を異にするものではない。しかし、上述のとおり、実施機関としては、審査会の答申を踏まえ、「必要最小限の秘密事項」に限って非公開としたものである。

審査請求人の主張する必要最小限の秘密事項が具体的に何を指すのか不明確であるが、仮に何らか具体的な事項を示されるのであれば、適宜主張を補充されるよう、審査会において審理進行いただきたい。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち一部公開とした処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

基本的に市の代行者として、業務を考えた場合、当該企業の必要最小限の秘密事項を除いて広く公開されるべきと考える。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件各行政文書は、実施機関が特定施設（以下「本件施設」という。）における平成31年 4月 1日から平成36（令和 6）年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した際の本件施設指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）に基づき、本件第三者①から⑤まで（以下これらを「本件各第三者」という。）から提出された書類であり、本件各第三者が本件施設の指定管理を受けるべく、次期指定期間の事業計画等についてイラストや表等を用いて記載されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載されていることが認められる。

(2) 本件第三者①は、本件施設の指定管理者に選定された団体で、平成31年度から令和 5年度までの 5年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

(3) 本件第三者②から⑤までは、本件施設の指定管理者に選定されなかった

団体である。（以下本件第三者②から⑤までを「本件各非選定団体」という。）

4 本件行政文書①に対する実施機関の判断について

まず、本件施設の指定管理者に選定された団体である本件第三者①が提出した本件行政文書①について、実施機関が非公開とした部分が条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号の該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書①を見分すると、実施機関が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした情報には、顔写真や個人の経歴に関する情報（以下これらを「本件情報①」という。）、臨時職員等の人件費の積算根拠を示した本件人件費積算情報、本件第三者①の従事者の居住区域を示した本件居住区域情報及び本件施設における勤務ローテーションを示した本件勤務ローテーションが記載されている。

ウ 本件情報①については、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であって、通常他人に知られたくないものと認められる。

エ しかしながら、本件人件費積算情報及び本件居住区域情報については、具体的な数値が記載されてはいるものの、これらの情報を公開したとしても、特定の個人を識別することができるとは認められず、これらを公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

オ また、本件勤務ローテーションについては、勤務体制に関する情報ではあるが、一般的に想定し得る情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものの、通常他人に知られたくないものとはまでは認められない。

カ したがって、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるが、本件人件費積算情報、本件居住区域情報及び本件勤務情報

は、同号に該当するとは認められない。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号の該当性について

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 本件行政文書①を見分すると、実施機関が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとして非公開とした情報には、本件第三者①が管理する他の施設の危機管理対応マニュアル、事業収支に関する情報、具体的な取引先、情報漏えい対策に関する情報、本件第三者①とは異なる法人が設立した団体について示した本件団体情報、委託業務予定先を示した本件委託予定先、本件人件費積算情報、本件第三者①が定める本件各労務管理規程及び本件勤務ローテーション（以下これらを「本件法人情報」という。）が記載されている。

ウ 本件法人情報は、本件第三者①が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類に記載されており、本件第三者①における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件法人情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

エ 次に、本件法人情報を公開すると、法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) まず、本件法人情報のうち本件第三者①が管理する他の施設の危機管理対応マニュアル、事業収支に関する情報、具体的な取引先及び情報漏えい対策に関する情報（以下これらを「本件情報②」という。）は、事業者である本件第三者①の内部管理、労務及び他の法人との取引に関する具体的な情報であることが認められ、これらの情報を公開することにより、当該法人との競争上の地位にある者に審査請求人の本件施設における管理運営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) しかしながら、本件団体情報については、本件第三者①ではない別の法人に関する情報が記載されているものの、本件団体情報が公開さ

れることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとまではいえない。

(ウ) また、本件委託予定先については、本件第三者①の取引に関する情報ではあるものの、具体的な取引先名は記載されておらず、本件委託予定先が公開されることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとまではいえない。

(エ) さらに、本件人件費積算情報、本件各労務管理規程及び本件勤務ローテーションについては、法人の内部管理及び労務に関する情報ではあるものの、記載内容は一般的に想定し得る情報であり、これらの情報が公開されることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとまではいえない。

(オ) したがって、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるが、本件団体情報、本件委託予定先、本件人件費積算情報、本件各労務管理規程及び本件勤務ローテーションは、同号に該当するとは認められない。

5 本件行政文書②から⑤までに対する実施機関の判断について

次に、本件各非選定団体が提出した本件行政文書②から⑤までについて、実施機関が非公開とした部分が条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 条例第25条第 4 項の規定による調査

ア 当審査会において本件行政文書②から⑤までを見分したところ、類似の情報について、当該各行政文書によって公開又は非公開の判断が異なる部分が少なくとも51項目認められ、実施機関の判断に疑義が生じたことから、実施機関の判断基準及び公開又は非公開の理由について、実施機関に対して条例第25条第 4 項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

イ 本件調査に対する回答として、実施機関は、次のとおり主張している。

本件各非選定団体から提出された行政文書の非公開部分は、条例第14条第 1 項による本件各非選定団体あて照会に対する当該各非選定団体の意見をもとに決定している。なお、本件各非選定団体が公開を反対した部分のうち、既に公知となっている情報については公開した。

ウ 実施機関の回答からは、既に公知となっている情報を公開とした点以

外は、個別の非公開情報に対する実施機関の考え方を認めることができず、実施機関が公開又は非公開に対し実質的な判断をしていなかったものと認めざるを得ないため、改めて、実施機関に対して条例第25条第4項の規定による調査（以下「本件再調査」という。）を行った。

エ 本件再調査に対する回答として、実施機関は、次のとおり主張している。

本件各非選定団体から提出された行政文書の非公開部分は、条例第14条第1項による本件各非選定団体あて照会に対する当該各非選定団体の意見を参考に決定している。本件各非選定団体が公開を反対した部分のうち、既に公知となっている情報については公開した。

オ なお、当審査会が事務局をして行った実施機関への口頭による聴取においても、実施機関は上記イ及びエの回答が全てであるとして、具体的な説明はなかった。

(2) 実施機関の判断に対する疑義について、本件調査及び本件再調査に対する実施機関の回答は上記(1)イ及びエのとおりである。しかしながら、実際に行政文書を見分すると、例えば、本件行政文書⑤では、様式5⑤においては、自主事業の計画について記載されている部分のうち設問の一部が非公開となっているのに対し、本件行政文書②においては、同設問が全て非公開となっている。この点、実施機関は、本件各非選定団体からの意見を参考に条例第7条第1項各号に該当するか否かを判断しているはずであるため、当該箇所の違いについて実施機関は、自らの判断について説明できるはずであるが、実施機関からの説明はなかった。

(3) また、実施機関は、本件調査及び本件再調査に対して本件各非選定団体が公開を反対した部分のうち、既に公知となっている情報については公開したと回答しているが、本件行政文書②から⑤までを見分したところ、同一行政文書内において、公知である情報の判断が異なる不整合な箇所が散見された。

例えば、本件行政文書③ 様式5⑥では、本件施設におけるソフト事業についての特筆事項が特定施設基本計画を用いて記載されているが、特定施設基本計画に関する情報は公知であるものの、当該基本計画に関して非公開となっている箇所がある上に、同一項内での同種の情報に対する公開又は非公開の判断が異なっていることが認められる。

また、本件行政文書② 様式5⑫にはISO取得に関する情報が記載されているが、当該箇所は非公開としている。しかし、ISO取得に関する

情報は、本件行政文書②を作成した本件第三者②のウェブサイトにも掲載されていることから公知と認められ、本件行政文書② 様式 5⑧においても公開されている情報である。

したがって、I S O取得に関する情報は、同一行政文書内においても実施機関の判断が不整合であることが認められるが、文書を実質的に判断していれば容易に判別できる情報であると認められる。

(4) 以上の状況から、当審査会においては、実施機関が、本件各非選定団体からの意見を精査せずに非公開と判断したものといわざるを得ない。

(5) しかし、条例第14条第 1項に基づく第三者に対する意見照会については、公開決定等にあたり、実施機関が的確な判断を行うため、必要に応じて確認的に意見聴取ができると定めているものであり、意見書を提出した第三者に対して、実施機関が行う公開決定等についての同意権を与えるものではなく、実施機関が当該照会の結果を参考に個々の情報について慎重かつ合理的に公開又は非公開の判断をすべきであるが、本件行政文書②から⑤までを見分すると、不整合な点が多数認められることから、実施機関において十分な検討が尽くされているとは認め難い。

(6) したがって、本件処分における非公開部分のうち実施機関がなお非公開とすべきとしている部分を非公開とすることが相当であるとは認められないことから、本件処分を取り消し、審査請求人が公開を求める部分について、各行政文書に記載された情報に応じて個々に非公開情報該当性を精査及び検討し、一貫性のある整理と説明をもって、改めて、公開又は非公開を決定すべきである。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 7年18日	諮問書の受理
8月23日	弁明書の受理

9月11日	審査請求人に、本件審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 4年 4月22日 (第47回第 1小委員会)	調査審議
8月 5日 (第51回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日	本件調査を実施
9月 2日	実施機関から本件調査の回答を受理
11月 8日	本件再調査を実施
11月22日	実施機関から本件再調査の回答を受理
12月 2日 (第55回第 1小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第56回第 1小委員会)	調査審議
5月15日 (第60回第 1小委員会)	調査審議
6月12日 (第61回第 1小委員会)	調査審議
6月26日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表

指定管理事業計画書（様式 5）一式（しだみの里守グループ）

行政文書の名称	実施機関が非公開とした情報	公開すべき情報
<p>平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 A（以下「本件第三者①」という。））（以下「本件行政文書①」という。）</p>	<p>個人の顔写真、氏名及び職員の経歴等に係る情報</p>	<p>左記に掲げる実施機関が非公開とした情報のうち以下に掲げる情報</p> <p>様式 5⑬添付資料 31 年度別紙②、32 年度別紙②、33 年度別紙②、34 年度別紙②及び 35 年度別紙②</p> <p>積算根拠</p> <p>2 管理運営費</p> <p>(1) 人件費中臨時職員、ボランティア及び残業手当に係るポスト数及び人数（以下「本件人件費積算情報」という。）</p> <p>P55 様式 5⑰</p> <p>バックアップ体制の構築</p> <p>(2) 業務支援チーム中五行目及び六行目に記載された情報全文（以下「本件居住区域情報」という。）</p> <p>P62 様式 5⑱添付資料 2</p> <p>4 週間ローテーション中に記載された表全面（以下「本件勤務ローテーション」という。）</p>
	<p>事業者の労務及び他の法人との取引に関する情報</p>	<p>左記に掲げる実施機関が非公開とした情報のうち以下に掲げる情報</p> <p>P5 様式 5②</p> <p>法人等 A に関する団体に関する記載中設立、会員数、活動、教室に記載された情報全文（以下「本件団体情報」という。）</p> <p>様式 5⑬添付資料 31 年度別紙②、32 年度別紙②、33 年度別紙②、34 年度別紙②及び 35 年度別紙②</p>

		<p>積算根拠</p> <p>2 管理運営費</p> <p>(1) 人件費中に記載された本件人件費積算情報</p> <p>(2) 外部委託費（広告宣伝費・事業費・緑地管理費を除く）中機械警備及び体験農園管理に係る委託予定相手先（以下「本件委託予定先」という。）</p> <p>P60 様式 5⑩</p> <p>適正な労働環境の確保</p> <p>(2) 適正な労務管理中＜労務管理規定類（一例）＞に記載された表全面（以下「本件各労務管理規程」という。）</p> <p>P62 様式 5⑩添付資料 2</p> <p>4 週間ローテーション中に記載された本件勤務ローテーション</p>
<p>平成 30 年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 B（以下「本件第三者②」という。））（以下「本件行政文書②」という。）</p> <p>平成 30 年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 C（以下「本件第三者③」とい</p>	<p>個人の顔写真、氏名及び職員の経歴等に係る情報</p>	<p>—</p>

<p>う。)) (以下「本件行政文書③」という。)</p>		
<p>平成 30 年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書(様式 5)一式(法人等 D(以下「本件第三者④」という。)) (以下「本件行政文書④」という。)</p>	<p>事業者のノウハウに関する情報、経理、労務及び他の法人との取引に関する情報</p>	<p>—</p>
<p>平成 30 年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書(様式 5)一式(法人等 E(以下「本件第三者⑤」という。)) (以下「本件行政文書⑤」という。)</p>		